

米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書

米をめぐるのは、人口減少による消費減退が続く中、コロナ禍で中食・外食需要が減少し、主産地の豊作も相まって滞留在庫が深刻化しています。加えて、国が示す適正生産量の対前年比減産幅約36万トンに対し、各県の農業再生協議会が設定した目安の合計は対前年比約20万トン減にとどまっており、今年産米の作柄次第ではより一層の米価暴落の恐れがあります。

これらの情勢を受けて、北海道は主食用米を飼料用米へ2万トン転換する緊急対策を実施しますが、一方で現状に鑑み、需要に応じた生産を行わない県があるなど、不公平感を抱かざるを得ない状況です。

また、2018年産からの新たな米政策改革による生産者主体の需給調整手法が開始され3年が経過しましたが、国が毎年示す適正生産量と各県の作付け動向との乖離が大きく、需給調整が十分に果たされていません。またそのことで米価が不安定さを増していることから、食糧法の「主要食糧の需給及び価格の安定」に照らし合わせても、需給調整が機能する制度を国が作る必要があります。

については国は、稲作農業者が次年度以降も安心して経営を継続するため、需給改善に向けた対策を緊急に講ずるとともに、米政策の検証および見直しを図ることによって、責任をもって需給調整の役割を果たすよう下記の通り要望いたします。

記

1. 米の需給・価格安定に向けた対策の実施と米の消費拡大

新型コロナウイルス感染症等の影響により、業務用米などの消費が大きく減少し、需給が緩和していることから、需要減少分に対しては国が政府備蓄米を追加で買い上げるなど市場隔離等を行うこと。

また、政府備蓄米を学生などの生活困窮者や子ども食堂などへの支援を拡充、ODAを活用した援助等に活用するなど、国民の理解が得られる運用改善を図るとともに、人のエネルギー源であり、命の源である米の消費拡大対策を早急に講ずること。

2. 食糧法に基づく国の責任ある米政策の推進

2018年以降の新たな米政策では、過剰作付けや不公平感が生じており、国の関与無しで全国的な需給環境の改善を図ることは不可能に近いことであるため、早急に現状の米政策を検証するとともに、食糧法で定める「主要食糧の需給及び価格の安定」に基づき、国が責任をもって見直しを行い、実効性ある対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月17日

北海道上川郡鷹栖町議会

議長 木下 忠行

意見書提出先

- ・内閣総理大臣
- ・財務大臣
- ・農林水産大臣